

Ⅳ 調査の総括

「遠構」の堀と木棺墓群について

1 「遠構」の堀

羅漢町遺跡は、高崎城の城域の東側に形成された城下町の東端部を画す南北方向の「遠構」の堀の内側(西側)で、「遠構」の堀に面したかつての法輪寺の寺域の一面にあたる(口絵「御城内外惣絵図 従追手門内北之方」参照)。本調査では、土層断面上のみで堀の可能性のある溝を確認したが、これを「遠構」の堀と認定する確定的な資料を得るには至っていない。一方、本調査に先立つ県文化財保護課の試掘調査において、「遠構」の堀の可能性が高い西側の斜面の一部を土層断面上において確認した。しかし、この堀も調査範囲などの制約で、その底面及び上端部を検出するには至っていない。したがって、この調査においては、「遠構」の堀の平面的な位置に関する確定的な資料は得られていない。

但し、県文化財保護課の試掘調査で確認した土層断面、本調査において確認した木棺墓群の分布範囲及び、高崎市教育委員会調査の真町Ⅰ遺跡からの想定線などを総合的に判断すると、「遠構」の堀の上端部は調査範囲の北端部を除く本調査区域より僅か東側付近に位置する可能性が高い(図29・30)。

「遠構」の堀がほぼこの想定線付近であるとの前提に立ち、県文化財保護課の試掘調査範囲で木棺墓が全く確認されていないことを考慮すると、一部の木棺墓は「遠構」の堀の上端部付近に占地してはいるものの、大勢として「遠構」の堀の内部に木棺墓は立地していない可能性が高い。つまり、少なくとも天明三年(1783)の浅間A軽石(As-A)降下時点で堀はほぼ埋没しているにもかかわらず、その存在は意識されていたものと考えられる。

また、真町Ⅰ遺跡においては幅約6mの土塁の痕跡が確認されているが、羅漢町遺跡においてはその位置を木棺墓群が占めており、土塁の痕跡は確認されていない。一方、浅間A軽石の降下から30年後の文化10年(1813)の遠御構筋絵図には、法輪寺に接する「遠構」に土塁が描かれていない(図31)。したがって、木棺墓群の分布と土塁が描かれていないこの絵図の内容は矛盾することがない。但し、木棺墓群の年代の上限が17世紀後半であることから、その存在の有無を築城の当初に遡る資料はない。

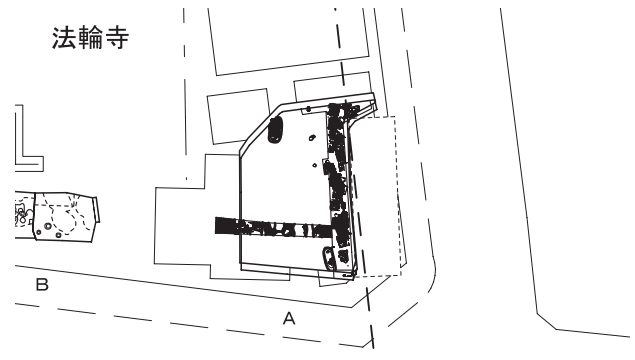


図29 羅漢町遺跡A区と「遠構」の堀想定線

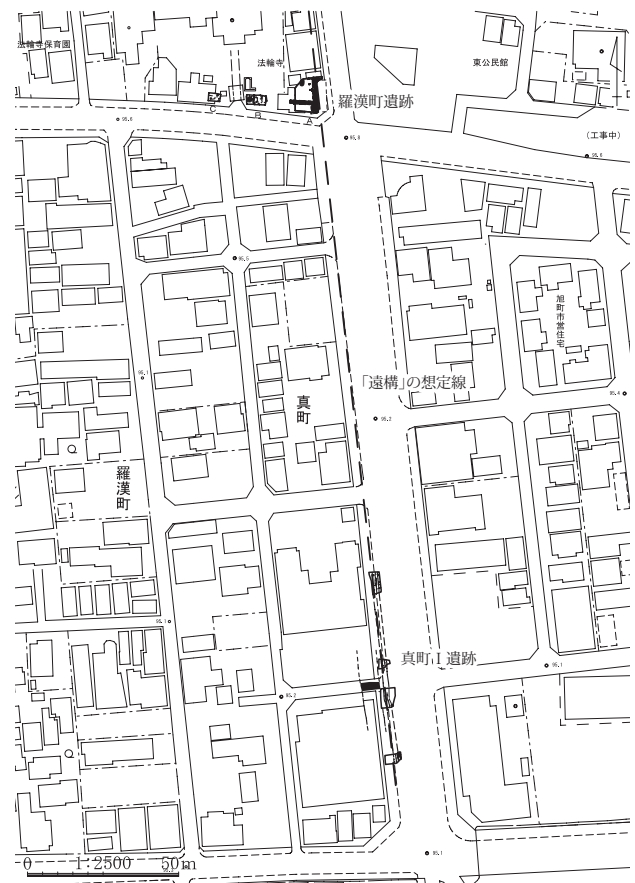


図30 真町Ⅰ遺跡の「遠構」の堀想定線

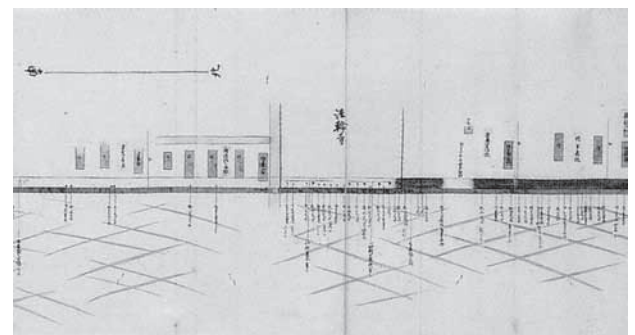


図31 遠御構筋絵図(文化10年(1813),『高崎城絵図』2006)

2 木棺墓群

(1) 木棺墓の規模と人骨

羅漢町遺跡で完掘した32基の木棺墓のうち、平面形が方形を呈するものが30基で、円形が2基である。本編でも記したが、方形の木棺墓のうち規模が判明した27基は、短軸長が30～55cm、平均44cm、長軸長は35cm～70cm、平均52cmである(図32)。短軸長は40cm代が12基、50cm代が10基、長軸長は40cm代が7基、50cm代が14基である。したがって、短軸長は45cm前後、長軸長は50cm前後が指向された可能性が高く、高さは天井板の一部が遺存した30号木棺墓から60cm前後と考えられる。

一方、これらの木棺墓から出土した人骨の鑑定所見では、成人の男性3体、女性4体の身長がそれぞれ推定されている(15頁参照)。これによれば、男性は152cm～164cm、女性は145cm～156cmで、これらを単純平均すると男性は158.5cm、女性は150.4cmとなる。この身長の人間を、平均で短軸長45cm、長軸長50cm、高さ60cmの棺に納める場合、実験的には座って両脚を胴体に付け、首を前側に折り曲げた状態の座棺がその納め方として最も妥当なものと考えられ、肩幅が40cm前後であることから^{※1}、短軸長がほぼ肩幅に相当し、長軸に対して平行に前後をとる方向に納めた可能性が高い。

(2) 木棺墓の樹種

木棺墓の樹種はマツ属が圧倒的に多い。特に方形木棺墓の底板は樹種が判明した19基の全てがマツ属で、円形の1基のみがスギである。これに対して側板にはマツ属の他にスギ、カヤ、ヒノキ属が一部に用いられ(図33)、ひとつの木棺墓でこれらが併用されている例も存在する。底板にみる限り、木棺墓群に想定される17世紀後半～19世紀中葉の年代幅のなかで、同様な樹種が選択されていた可能性が高い。

(3) 墨書を遺す22号木棺墓

この木棺墓には底板と側板に墨書が遺っているが、これらの文字は被葬者と直接関連しない、宗門人別改帳や金銭関係の帳簿などの反古紙の文字が転写したものとの結論に達した(19頁参照)。本編でも触れられているが、この木棺墓は規模、樹種、体裁において、他と異なる特徴がみられる。規模については、木棺墓群の平均が短軸長約45cm、長軸長約50cmであるのに対して、長軸長の70cmは突出して長い(図32)。次に側板の樹種はスギであるが、

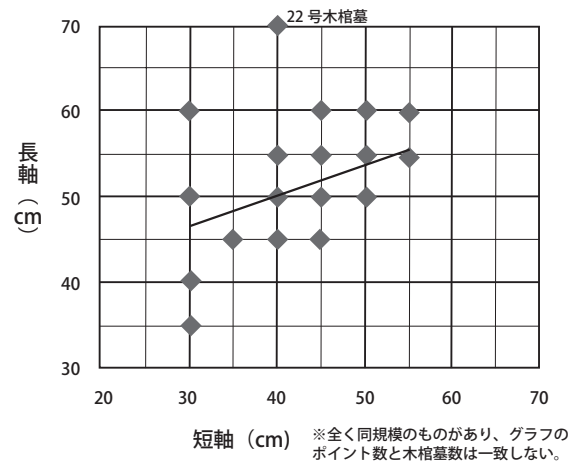
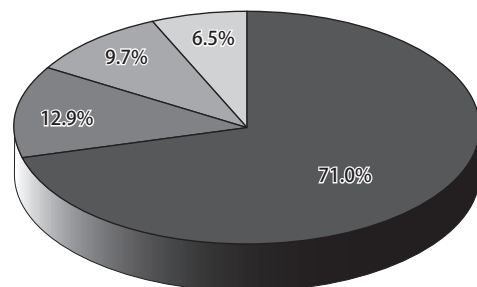


図 32 木棺墓規模分布図



■ マツ属 ■ スギ ■ ヒノキ属 ■ カヤ

図 33 木棺墓側板の樹種

これも木棺墓群のなかで僅かにしか使われていない樹種である^{※2}。また、他の多くの木棺墓が鉄釘を用いているのに対してこの木棺墓は竹釘を用い、さらに底板は2枚の板材を隠し竹釘で接合している。以上のことから、この木棺墓には反古紙を貼ることも含めて、被葬者の特異性を看取することができよう。したがって、文字を遺すのはこの木棺墓のみであるが、これはこの木棺墓のみに自然的条件などで文字が遺されたのではなく、この木棺墓のみに反古紙が貼られていたとの判断をするに至った。

以上、宗門人別改帳や帳簿の反古紙を棺に貼るという江戸時代における反古紙利用のひとつが明らかになった訳であるが、宗門人別改帳にみられる「禅宗・紫雲庵」は、今のところ高崎周辺及び群馬県内で該当する庵室や寺院は明らかではなく、帳簿の由来も同様である。したがって、反古紙の流通経路については、また新たな課題を残したと言えよう。

※1 身長160cmの現代男性の肩幅を計測した結果40cmであった。

※2 底板の樹種は同定用の試料採取が不可能で不明であるが、木目などからはスギの可能性が考えられる。